

15. 要介護認定実態調査等について

ア 平成16年度要介護認定実態調査事業について

本事業は、要介護認定事務の実施状況等の実態を把握するために、全市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）を対象として、「認定調査及び介護認定審査会に関する調査」及び「個々の審査判定事例に関する調査（平成17年2月14日の週あるいは2月21日の週のいずれかの週に介護認定審査会で審査判定を行った事例を対象）」により実施しているところである。（参考1参照。）

なお、本事業の実施については、「平成16年度要介護認定実態調査事業について（依頼）」（平成17年2月7日老老発第0207001号厚生労働省老人保健局老人保健課長通知）において通知しているが、各都道府県におかれでは、その円滑な実施に向けて管下の市区町村に対する技術的助言等よろしくお願いする。

イ 平成17年度要介護認定モデル事業の実施について

新予防給付対象の選定は、要介護認定の枠組みの中で、介護認定審査会の審査・判定を通じて行うこととしている。

上記を踏まえ、平成17年度に、平成18年4月からの市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）における要介護認定及び要支援認定の円滑な導入を行う観点から、その基礎資料を得ること等を目的に、「平成17年度要介護認定モデル事業（第一次）」（以下、「第一次モデル事業」という。）及び「平成17年度要介護認定モデル事業（第二次）」を実施することを計画している。

については、都道府県におかれでは、以下の留意事項に基づき、第一次モデル事業実施市町村の推薦の準備をお願いしたい。

＜推薦にあたっての留意事項＞

本事業は、全国60市町村（各都道府県1か所は必ず実施）での実施を予定している。実施時期は、本年6月下旬から7月を予定している。

市町村の推薦にあたっては、①平成14年度要介護認定モデル事業（第一次）実施市町村、②指定都市・特別区、③介護費用適正化特別対策事業実施市町村（要介護認定に関する事業を実施）、等を勘案し、各都道府県2市町村以内で推薦をお願いしたい。

なお、第一次モデル事業実施市町村については、全国から推薦された市町村全体の人口バランス、認定調査事務体制、介護認定審査会事務体制等を考慮した上で、最終的に決定する予定であり、各都道府県に対する実施市町村の推薦依頼を含めた詳細については、追って連絡する予定である。

＜平成17年度要介護認定モデル事業スケジュール（案）＞

平成17年2月～3月 第一次モデル事業実施市町村選定

平成17年6月下旬～7月 第一次モデル事業実施

平成17年11月～12月 要介護認定モデル事業（第二次）実施

ウ その他（介護保険事務費交付金について）

会計検査院の実地検査において、平成12年度から平成14年度の介護保険事務費交付金に関し、要介護認定等の事務処理に要しないシステムを含む介護保険システムの保守に要する費用の全額を対象経費に含めていた事例及び被保険者でない者を要介護認定申請件数に算定していた事例があり、両事例とも交付金が過大に交付されていたことが指摘された。

については、既に介護保険事務費交付金に係る執行事務は廃止されているところであるが、平成15年度まで各市町村に交付していた過去の事務について改めて確認を行うとともに、不適正な事例が認められた場合は、直ちに是正されるよう、管下市町村に対し周知願いたい。

平成16年度要介護認定実態調査事業について

1. 目的

平成12年に介護保険制度がスタートしてから約5年が経過しました。要介護認定については、平成15年4月から改訂要介護認定を実施し、平成16年4月からは要介護認定の更新申請に係る有効期間を拡大しましたが、市区町村における要介護認定事務は概ね定着してきました。

一方、介護認定審査会の運営や、認定調査の委託又は申請代行の適正性に関する指摘が社会保障審議会等においてなされており、介護制度改革においてもこれらについて一定の見直しを行うこととしています。

本事業では、これらの要介護認定事務の実施状況等について、実態を把握することを目的としています。

2. 構成

(1) 調査対象

全市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

(2) 調査内容

1) 認定調査及び介護認定審査会に関する調査（調査A）

- ・ 認定調査の実施方法について
- ・ 認定調査の適正化について
- ・ 認定調査の電子化について
- ・ 主治医意見書について
- ・ 介護認定審査会の体制について
- ・ 認定有効期間について
- ・ 合議体の平準化について
- ・ 介護認定審査会の電子化について
- ・ 要介護認定全体について

2) 個々の審査判定事例に関する調査（調査B）

（平成17年2月14日の週または平成17年2月21日の週のいずれかに審査判定された事例が対象です。）

- ・ 申請区分について
- ・ 申請者について
- ・ 認定調査の実施場所について
- ・ 認定調査の実施者・委託状況について

- ・ 一次判定結果及び二次判定結果について
- ・ 運動能力の低下していない痴呆性（認知症）高齢者の指標の有無について
- ・ 認定有効期間について
- ・ 介護認定審査会としての意見の付与の有無について
- ・ 審査判定を実施した合議体の委員出席数について

3. 留意事項

- 回答期限は、平成17年3月18日（金）です。
- ただし、受付期間は各市区町村の事情等を勘案し、平成17年2月14日（月）～平成17年3月31日（木）としています。